

令和5年第3回笠松町議会臨時会会議録

令和5年7月25日笠松町議会臨時会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本臨時会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	3 番	高 橋 伸 治
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

議 長	4 番	尾 関 俊 治
副 議 長	9 番	安 田 敏 雄
議 員	1 番	間 宮 寿 和
〃	2 番	關 谷 樹 弘
〃	5 番	川 島 功 士
〃	6 番	田 島 清 美
〃	7 番	伏 屋 隆 男
〃	8 番	岡 田 文 雄
〃	10 番	長 野 恒 美

欠席議員

議 員	3 番	高 橋 伸 治
-----	-----	---------

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	古 田 聖 人
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	野 原 弘 康
総 務 部 長	足 立 篤 隆
企画環境経済部長	堀 仁 志
住 民 福 祉 部 長	平 岩 敬 康
建設部長兼水道部長	田 島 茂 樹
教 育 文 化 部 長	天 野 富 三
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	田 島 直 樹
総 務 課 長	伊 藤 博 臣
企 画 課 長	山 内 明
建 設 課 長	後 藤 英 司
学校給食センター所長	大 野 誠

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐々木 正 道
書 記	笠 原 誠

1. 議事日程（第1号）

令和5年7月25日（火曜日） 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 第3号選挙 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 日程第5 第46号議案 副町長の選任同意について
- 日程第6 第47号議案 米野52号線坂路改修工事契約の締結について
- 日程第7 第48号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第4号）について

開会 午前10時00分

○議長（尾関俊治君） ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しております。よって、令和5年第3回笠松町議会臨時議会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（尾関俊治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第103条の規定により、次の2名を指名いたします。

1 番 間 宮 寿 和 議員

6 番 田 島 清 美 議員

日程第2 会期の決定について

○議長（尾関俊治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（尾関俊治君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長より報告させます。

○議会事務局長（佐々木正道君） それでは、1点報告させていただきます。

監査委員より、令和4年度5月分、令和5年度5月分の例月現金出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付させていただきました。

○議長（尾関俊治君） 理事者の説明を求めます。

○町長（古田聖人君） 工事請負契約の締結で、張り出し歩道設置工事ほか3件ありますが、契約金額、契約の相手方、工事内容等詳細につきましてはお手元の議案資料1ページから8ページをお目通しください。

○議長（尾関俊治君） 以上、御了承願います。

日程第4 第3号選挙について

○議長（尾関俊治君） 日程第4、第3号選挙 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を

行います。

お諮りいたします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することによりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

これより指名いたします。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員 古田聖人。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしましたとおり、当選人を定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしましたとおり当選されました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町長が議場におられますので、本席から会議規則第74条の規定による告知をいたします。

なお、ここで当選人の氏名、住所、生年月日を事務局長をして申し上げさせますので、所定欄に御記入願います。

○議会事務局長（佐々木正道君） 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員当選者、氏名、古田聖人、住所、羽島郡笠松町北及1148番地の2、生年月日、昭和40年12月25日。

日程第5 第46号議案から日程第7 第48号議案までについて

○議長（尾関俊治君） 日程第5、第46号議案から日程第7、第48号議案までの3議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提案の順序に従い、順次説明願います。

古田町長。

○町長（古田聖人君） 本日提出させていただきました案件は、副町長の選任同意1件、米野52号線坂路改修工事請負契約の締結1件、令和5年度一般会計補正予算（第4号）1件、以上3件であります。

このうち、議案書2ページの第46号議案 副町長の選任同意につきましては、副町長 川部時文氏が令和5年7月31日をもって退任されることに伴い、その後任として村井隆文氏を副町長に選任するため、地方自治法第162条の規定に基づき町議会の同意を求めるものであります。

そのほかの案件については、副町長より説明いたさせますので御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（尾関俊治君） 川部副町長。

○副町長（川部時文君） それでは、議案書の3ページをお開きください。

第47号議案 米野52号線坂路改修工事契約の締結についてであります。

地方自治法第96条第1項第5号及び笠松町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、米野52号線坂路改修工事契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

こちらの工事につきましては、7月12日に開札を行い、7月20日に仮契約を行っております。契約の目的は、米野52号線坂路改修工事であります。

議案資料の9ページを御覧ください。

まず1番の契約金額であります、税込みで7,700万円。

2番の契約の相手方は岐阜県羽島郡笠松町円城寺1433番地の株式会社加藤組であります。

3番の契約の方法につきましては、事後審査型一般競争による電子入札により行いました。

この事後審査項目は4つございまして、7月14日の指名委員会で確認をさせていただきましたが、経営事項審査の総合点数が930点以上の規模の会社であること、工事实績として土木一式工事で1契約4,000万円の施工実績があること、それから3つ目として県内に本店があり、かつ長良川より南東に本支店があること、それから4つ目は配置技術者が確保できるということで、4の入札結果は御覧のとおりで、入札参加希望者が8者あり、8者が入札参加しております。

5の工期は、本契約の締結日から令和6年3月29日までであります。

6の工事概要でございしますが、まず工事場所は米野地内で、工事内容としては町道米野52号線の坂路を拡幅するとともに下羽栗幹線排水路を函渠化することにより歩道を整備し、通学路の安全を確保するものでありまして、工事内容といたしましては、土工、舗装工、函渠工、附属施設工となっております。

資料の11ページが全体図でございまして、その12ページに主な3か所の断面図をつけさせていただいております。両方一遍に見るのは難しいと思うんですが、11ページのA-A'というのがございますが、そのA-A'は坂路の上から、つまり西から東を見たところですが、道路全体を6.5メートルに拡幅して車道を5メートル確保し、それからのり尻のほうに1メートルのカラー舗装した歩道を設置するという内容でございます。

それから、B-B'はその取付け道路でありまして、南から北を見ている断面図でございまして、現在は右側道路と左側水路にかなり段差がございますが、完成後は道路と水路を函渠した歩道の高さは同じレベルになります。

それから、最後のC-C'はスポーツ交流館に通ずる東西線であります、これは西から東を見た断面図でありまして、北側が函渠化により歩道となりまして、道路との境には交通安全対策でガードパイプを設置いたします。

なお、横断歩道が前の11ページに書いてありますが、こちらは県の公安委員会により設置していただくことになっております。

以上が工事関係であります。

続きまして、4ページから6ページにわたっておりますが、第48号議案 令和5年度一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正額は458万7,000円の増額補正であります。第9款の教育費で2つの補正を行っております。

まず、第1項 教育総務費、第1目 教育総務費であります、こちらは6月の議会の一般会計の専決予算の承認の際、御説明いたしましたが、名鉄笠松駅南と東の横断歩道の安全確保事業を当初予算では町のシルバー人材センターに委託する予定で進めておりましたが、急遽それができなくなりまして、その予算の範囲内で6月5日までは急遽、警備会社に随意契約で委託し、対処しておりました。6月6日以降9月29日までの分の追加費用を4月24日付で専決の承認がございました。そのとき、7番議員からも御質問がございましたが、今後のことは検討するということでお認めをいただいております。

今般、再度、現地の交通環境を確認し、一般の方での交通指導の困難さを認識したところでありますが、それとともに、下羽栗地区の中学校区統合の経緯も踏まえ、当面はこの業務が必要であるとの判断で、この10月2日から3月26日までの108日分の安全業務委託料を今回補正させていただくものであります。現契約と同じように、午前中は南側と東側に4時間分、午後は南側分のみ4時間分、合計で374万2,000円を追加計上させていただきました。

ただ、次の安全業務の実施までには手続に時間的余裕がございますので、契約に当たっては必要最小限の事業量、つまり安全業務の対応時間数ですが、できたら午前は1時間半、午後は2時間半程度となるよう、今度は時間的余裕がありますので指名競争入札により業者を決定していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

もう一つの教育費の補正でございますが、第5項 保健体育費、第4目 学校給食費で84万5,000円の補正を行っております。

こちらは給食センターですが、平成30年4月から調理を開始して5年経過したわけですが、ボイラー配管のジェットポンプの腐食が進みまして穴が空き、漏水しており、現在応急措置で対応しておりますが、この夏休み中にこのジェットポンプの取替えを行いたいと思っております、その修繕料を84万5,000円計上させていただいたものであります。

財源につきましては、今回の補正に充てるため前年度繰越金を458万7,000円手当てさせてい

ただいております。

以上が議案でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） お諮りいたします。これよりの議事の進め方といたしましては、各議案について1議案ごとに質疑、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、そのように進めてまいります。

第46号議案 副町長の選任同意についての質疑を許します。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり同意することに決しました。

第47号議案 米野52号坂路改修工事契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） この議案そのものに問題があるわけではないんですけれども、先ほど図面で見せていただいた、下へ降りてから当たって右へ曲がるところが、水路が歩道化されるという話だったと思うんですけれども、右へ曲がってセブンイレブンのあるほうへ曲がる最終のところに、公共下水道の排水の状況を確認するためのカメラがずっと設置してあったと思うんですけど、それについてはどのような処理になるのでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 御質問にお答えいたします。

それにつきましては、木曽川右岸流域浄水事務所と協議しておりまして、今現在その排水につきましては木曽川右岸のほうで処理された水が放流されておる場所でございます。その計測をしておるといような状況でございます。それにつきましても、監視できるようなグレーチングを設置して監視していくということで協議済みでございます。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 伏屋隆男議員。

○7番（伏屋隆男君） この契約の締結については問題ないと思いますので、これで進めていただきたいと思うんですが、ただ、これは1つ、私が前から問題にしておったのは、江川の交流館の北側の道路の東西の道、時間規制をされているんですね、通行規制。で、これの工事をやることによって通学路も当然ながら変更になるわけですね。そうすると、時間規制を排除できるものなのか。

今、通学路の規制というのは非常に警察のほうで厳しくやっていますので、簡単には解除できへんのかなあということと思うんですが、もし解除できない場合は私ども住んでいる下羽栗地域がスクール30という、30キロ制限ということでの規制といいますか、そういう道路になっておるんですけれども、そういうことも考えられないのかということなんですね。

というのは、ここの中に、堤防沿いにずっと西から東のほうへ行ったらかなりの軒数の家があるんですね。そこに住んでいらっしゃる方々も生活道路として使っていらっしゃるんですが、時間規制があると当然ながらそこがもう立入りができない。警察のほうから、通行許可証とか、住民だという証明書でそれで通行してもいいという許可をもらっているのかどうか、その辺も私、ちょっと分からないんですけれども、そういったことも含めたこの交通規制についてどう考えていかれるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（尾関俊治君） 田島建設部長兼水道部長。

○建設部長兼水道部長（田島茂樹君） 伏屋議員からの御質問にお答えいたします。

通行規制の関係でございますが、これにつきましては、過去からいろいろな住民の方からいろいろなお話を伺っておるのが現状でございます。

そのような状況につきまして、それぞれの方々が今伏屋議員がおっしゃられたように通行許可証等々を取られて通ってみえるというのが前提でございますが、生活道路ということでそこら辺のところは私どものほうで、どこまでが、どの方がということまでは把握はできておりませんが、現状はそのようなことでございますし、今の中で、通学路もございまして生活道路もあるということで、生活される方々の皆様からは規制解除というお話も聞いております。それにつきましては岐阜県警とも協議に入っております。

それにつきましては、地元の方々の同意が必要ということもありますし、それ以上に子供の安全確保というのは一番、それが第一前提になってきますので、そこら辺のところを今協議はしておるといような状況でございますので、また町民や町内の皆様の意見を聞きながら、子供たちにより安全な、確保しながら皆様の生活道路も有意義に使えるような形を取っていきたいと思っていますので、またいろいろと御協議させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

第48号議案 令和5年度笠松町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） 歳出の教育費のところですけども、これ、駅のところの交通安全の関係ということだったと思うんですけども、以前に比べると現状、物すごく指導員というか交通の方の対応がよくなって、とても通りやすくなったというふうに思っていますが、今度から今までは何か半日単位のやつが、少しでも必要な時間だけにと話だったと思うんですけども、そういう対応が、前のようにあまりにもひどいようなところに頼まれても、それはちょっと問題だなというふうに思ったりもするんですが、その辺のところというのはきちんと対応できる、短い時間でもそういうふうにきちんと対応できるようなことが可能なかどうかということですね。

それと、あと給食費のほうで、壊れたというのは時間もたっているんじゃないと思うんですが、現状、給食についての子供たちの意見、感想というのはどのようなことになっているのかちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） お答えします。

まず交通安全の関係ですけど、可能な警備会社等も幾つかありますので、そこで指名をさせていただいて対応したいと思っております。

また、給食のおいしい、まずいという意見ですけど、子供から確実にアンケートを取れるわけではないんですけど、まずいというあれはなく、残飯についてもある程度の食の量とか、個々の家庭環境も含めて食べられる子は食べますし、残す子は残すということで、強制的にもそれはできないという部分もありますので、ということで通常の普通であるという認識でおります。

〔挙手する者あり〕

○議長（尾関俊治君） 5番 川島功士議員。

○5番（川島功士君） ありがとうございます。

まずは、交通安全のことは子供たちの安全が第一なので、時間を短くして効率よくというのはよく分かるんですが、きちんと対応できる警備会社を選定していただきたいなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

給食の件については、残菜も減っているのかなとは思いますが、ぜひよろしくお願いします。

もうちょっと、関連になって申し訳ないですけども、残菜であるとか余分に要らなかったくずとかというのは、今どういうふうな処理をされているんでしょうか、給食センターから出るものについては。

○議長（尾関俊治君） 天野教育文化部長。

○教育文化部長（天野富三君） 残飯処理については、通常のルールに基づいて水分等最小限の事業系として処分をしております。

○議長（尾関俊治君） ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については、討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（尾関俊治君） これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、令和5年第3回笠松町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和5年7月25日

議 長 尾 関 俊 治

議 員 田 島 清 美

議 員 間 宮 寿 和